

平成22年6月23日

岐阜県知事 古田 肇 様

特定非営利活動法人
岐阜県グループホーム協議会
代表理事 世 一 修

消防法施行令改正等に関する要望書

平成22年3月13日に北海道札幌市にて発生した「グループホームみらいとんでん」火災の対応を協議する3省庁緊急プロジェクトにより、平成22年6月10日付けにて3省庁調査結果と今後の対応方針が公表されました。

当協議会としては、短期間での作業で取りまとめられたことに対し敬意を表するとともに、下記についてご尽力を賜りますよう、強く要望いたします。

記

1, 消防法施行令改正をうけ、経過措置期間を待たずして整備した事業者に、整備時期に遡及(遡及日平成19年6月13日)して、助成されることを要望します。

2, 岐阜県介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金に関して、既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業のみならず、既存施設の自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備等についても、整備特別対策事業とし策定及び実施されることを要望します。

3, 消防用設備設置基準(275㎡)に満たない事業所への岐阜県独自の助成制度の策定及び実施されることを要望します。